感染症法に基づく結核指定医療機関の指定について

疾病対策課感染症対策班

1 結核指定医療機関の法的位置づけ

結核指定医療機関とは、感染症法に基づき、結核治療の公費負担医療を行う医療機関(病院、診療所、薬局)です。結核医療を公費負担で行う場合には、実施医療機関が「結核指定医療機関」であることが求められ、指定を受けていない医療機関は、結核の治療について、県がその費用を負担する公費負担医療を行うことができません。

なお、本指定は感染症法第38条第2項に基づき都道府県知事が行うこととされています。

(1) 法律上の位置づけ

感染症法第6条において、「結核指定医療機関」を結核患者に対する医療を担当する医療機関として都道府県知事が指定した病院、診療所、薬局と定義しています。

第6条 (中略)

- 12 この法律において「感染症指定医療機関」とは、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関をいう。
- 16 この法律において<u>「結核指定医療機関」とは、結核患者に対する適正な医療を担当させる</u> 医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令 で定めるものを含む。)又は薬局をいう。

また、第36条で、「結核指定医療機関」について、その指定は "開設者の同意を得て、 都道府県知事が行うもの" としています。

第38条 (中略)

2 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び<u>結核指定医療機関の指定は</u>、厚生労働大臣の定める基準に適合する病院(結核指定医療機関にあっては、病院若しくは診療所(第六条第十六項の政令で定めるものを含む。)又は薬局(こついて、その開設者の同意を得て、都道府県知事が行うものとする。

2 指定手続き

(1) 指定申請(要領第2)

指定をうけようとする場合には、下記の書類を管轄する保健所に提出してください。

- 様式第1号 結核指定医療機関指定申請書
- 医療法の許可証の写し

(2) 遡及指定(要領第2第2項)

結核指定医療機関に指定されていない医療機関に結核患者が来院し、治療が必要となる場合があります。

本来、結核患者医療費の公費負担は、医療機関の指定前には適用できないため、申請後の 指定日では、指定までの間の治療について公費負担が適用できず、結核患者の不利益となる 可能性があります。このため、「様式第1号別紙 結核指定医療機関遡及指定願」の提出が あり、その理由がやむを得ない場合には、遡及して指定することを認めています。

3 変更手続きその他

医療機関指定後に想定される手続きについて、下表のとおり、変更届、休止等届又は辞退申出書の提出をお願いします。

項目	提出書類
医療機関の名称変更	変更届(第4第1号)
医療機関所在地変更	変更届(第4第2号)
開設者氏名変更	変更届(第4第3号)
開設者住所変更	変更届(第4第3号)
法人代表者変更	不要 指定先は法人のため、法人代表者変更の際には手続 きは必要ありません。
結核指定医療機関業務 休止	休止等届(第5)
結核指定医療機関業務 再開	休止等届(第5)
医療法等処分	任意様式
開設者変更(事業譲渡等)	旧開設者 辞退届(第6第1号) 新開設者 申請書(第2)
個人医院の法人化	個人 辞退届(第6第2号) 新法人 申請書(第2)
医療機関の休止・廃止	辞退届(第6第3号)
診療所・病院の変更	旧診療所等 辞退届(第6第4号) 新病院等 申請書(第2)
開設者の死亡・失踪	辞退届(第6第5号)
医療法等による医療機関の閉 鎖、指定・許可の取り消し	辞退届(第6第6号)
その他の理由による辞退	辞退届(第6第7号)

(1) 変更の届出(要領第4)

指定医療機関の名称・所在地の変更、開設者の氏名又は住所(法人の場合には法人の名称、法人の所在地)を変更する場合には、下記の書類を管轄する保健所に提出してください。

- 様式第2号 結核指定医療機関変更届
- ・設置許可証等の写し(変更後の情報が確認できるもの)

なお、変更前の結核医療機関指定書の添付は必要ありません。

(2) 休止・再開(要領第5)

「結核指定医療機関」としての業務を休止又は再開しようとする場合には、下記の書類を管轄する保健所に提出してください。

- 様式第3号 結核指定医療機関休止(再開)届出書
- (3) 指定の辞退(要領第6)

指定を辞退しようとするときには、下記の書類を管轄する保健所に提出してください。

• 様式第4号 結核指定医療機関指定辞退届

なお、辞退申出書の提出は、

- 1 法第38条第2項(任意の理由)
- 2 事業譲渡等による開設者の変更
- 3 開設者の法人成り又はその逆
- 4 医療機関の休止又は廃止
- 5 診療所を病院に変更又は病院を診療所に変更
- 6 開設者の死亡又は失踪宣告
- 7 医療法、健康保険等塔による医療機関の閉鎖、許可・認可の取り消し処分をうけ、 結核指定医療機関のとしての業務を行うことができなくなった場合

があり、5までは指定解除の30日前までに、6と7は遅滞なく提出してください。 また、6については、開設者本人の手続きはできないことから、法定相続人名での申出をお願いします。